



# 袋井市高齢者等配食サービス事業

1食あたり  
290円の  
補助

買い物や調理が難しい  
在宅高齢者等に見守りをしながら  
栄養バランスの取れた食事を  
お届けします

※画像はイメージです

## 利用できるかたの条件...以下のすべてに該当するかた

- ① 心身の状態が次の(1)(2)のいずれかに当てはまる方
  - (1)要介護1以上の認定を受けている
  - (2)日常生活自立度がランクA(室内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない)  
相当以上または、認知症高齢者自立度がⅡa以上(日常生活に支障をきたす症状 道に迷う、買い物や事務、金銭管理ができない等、意思疎通の困難さが多少みられる)相当
- ② 65歳未満の家族等と同居していない
- ③ 前年の本人等の所得が、市が定める限度額(老齢福祉年金の所得制限限度額)を超えていない
- ④ 介護保険料を滞納していない

利用には、審査があります

配食日	月曜日から土曜日までの昼食・夕食(12月29日から1月3日は除く) ※ 曜日の指定も可能 ※ 1週間あたりの上限は昼夕合わせて10食
利用者負担額	市助成額、1食 290円 を差し引いた金額
配食業者	まごころ弁当 遠州中央店(森町向天方463-2)
食事内容	普通食、食事制限食等(カロリー・塩分調整、低たんぱく、ムース食など) ※ おかずはきざみ食、ごはんはおかゆの対応可能
安否確認	配達の際には安否確認(声かけ)を行います。 ご本人が不在の場合、緊急連絡先への連絡・確認を行います。

担当 袋井市健康長寿課 地域包括ケア推進係  
電話 0538-84-7836  
メール chiikihoukatsu@city.fukuroi.shizuoka.jp

申込



二次元コード読み取りまたは  
袋井市 配食サービス助成  
と検索してください。